

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公の施設を管理するに当たり、エネルギー等の物価高騰の影響を受けた指定管理者に対し予算の範囲内において支援を行うことについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、支援金の交付の申請時点において、伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢原市条例第20号)第6条第1項の規定により指定管理者として本市の指定を受けている者とする。

2 前項に規定する者のうち、指定管理者が管理する本市の施設(以下「指定管理施設」という。)において電気料金の負担がない者(全額指定管理料等で補填される場合も含む。)及び本市の実施する障がい者施設物価高騰支援給付金給付事業の対象者は、本支援金の交付の対象外とする。

(交付対象経費)

第3条 支援金の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象者が令和5年4月から同年12月までの間に指定管理施設で使用した電気料金支払い実績のうち任意の4か月の合計額(複数の指定管理施設がある場合は、その合計額)とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、交付対象経費に3を乗じた額から指定管理施設の令和3年4月分から令和4年3月分までの電気料金支払い実績合計額を差し引いた額に2分の1を乗じた額(算定された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の規定により算定した額が負の値となる場合は、支援金の交付の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、令和6年2月9日までに市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金計算書(第2号様式)

(2) 前条の算定に必要な電気料金の支払い実績が確認できる書類(請求書及び領収書、通帳の写し等)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、支援金の交付を決定したときは、伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定する期日までに申請された額のうち、支援金の交付を決定した額（以下「支援額」という。）の合計が予算額を上回った場合においては、100万円以下の申請者の支援額はその額を交付決定額とし、100万円を超える申請者の支援額は予算額から100万円以下の申請者の支援額の合計を減じた値を100万円を超える申請者の支援額の合計で除した値に支援額を乗じた額を交付決定額（算定された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定に基づく審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者は、伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付決定通知書の写し
- (2) 振込先の口座がわかる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

2 支援金の交付方法は、申請者が指定する金融機関への口座振込とする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段による交付を受けた者に対して、交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年12月5日告示第161号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 千円

- 伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金計算書（第2号様式）
- 電気料金の支払い実績が確認できる書類（請求書及び領収書、通帳の写し等）

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金計算書

申請者名

指定管理施設名

令和3年度電気料金支払い実績（税込）

令和3年4月		円
令和3年5月		円
令和3年6月		円
令和3年7月		円
令和3年8月		円
令和3年9月		円
令和3年10月		円
令和3年11月		円
令和3年12月		円
令和4年1月		円
令和4年2月		円
令和4年3月		円
【B】 →	合計	

令和5年度電気料金支払い額（税込）

※4月分から12月分までのうち、任意の4か月

	月分		円
【A】 →	計		円
【A】 × 3	=		円

交付額 _____ 円

(【A】 × 3 - 【B】) ÷ 2 ※千円未満切捨て

※交付額がマイナスとなる場合は交付対象外

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市指定管理者電力等
価格高騰対策緊急支援金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規
定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 支援金交付決定額 千円

2 交 付 条 件

支援金は、指定管理施設の管理に関わることに以外に使用しないこと。

（事務担当は、経営企画課行政経営係）

第4号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金不交付決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金の支給について、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

（支給しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、 ）

第5号様式（第7条関係）

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

㊞

伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて請求します。

1 交付請求額 千円

2 添付書類

- 伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付決定通知書の写し
- 振込先の口座がわかる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）